

第五十八回国会 通信 委員 會議 録 第三 号

昭和四十三年三月一日（金曜日）

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 古川 丈吉君

理事 齋藤 憲三君

理事 田澤 吉郎君

理事 早稲田柳右門君

理事 山花 秀雄君

理事 小淵 惠三君

理事 佐藤 孝行君

理事 水野 清君

理事 森本 靖君

出席國務大臣

郵政大臣 小林 武治君

出席政府委員

郵政政務次官 高橋清一郎君

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君

郵政省郵務局長 曾山 克巳君

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

三月一日

委員石橋政嗣君辞任につき、その補欠として森

本靖君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員森本靖君辞任につき、その補欠として石橋

政嗣君が議長の名で委員に選任された。

二月二十八日

簡易郵便局法の一部を改正する法律案（内閣提

出第一九号）

簡易郵便局法を廃止する法律案（永岡光治君外

一名提出、参法第一号（予）

同日

簡易郵便局の受託範囲拡大等に関する請願外一

第一類第十一号

通信委員會議録第三号

昭和四十三年三月一日

第一類第十一号

通信委員會議録第三号

昭和四十三年三月一日

件（愛知揆一君紹介）（第一六八六号）

同（池田清志君紹介）（第一六八七号）

同（稻葉修君紹介）（第一六八八号）

同外一件（植木庚子郎君紹介）（第一六八九号）

同（浦野幸男君紹介）（第一六九〇号）

同外二件（小澤太郎君紹介）（第一六九一号）

同外一件（小淵惠三君紹介）（第一六九二号）

同外一件（大竹太郎君紹介）（第一六九三号）

同（谷垣專一君紹介）（第一六九四号）

同（岡本茂君紹介）（第一六九五号）

同外四件（奥野誠亮君紹介）（第一六九六号）

同（海部俊樹君紹介）（第一六九七号）

同外一件（鹿野彦吉君紹介）（第一六九八号）

同外五件（飯谷忠男君紹介）（第一六九九号）

同（久保田田次君紹介）（第一七〇〇号）

同外二件（小坂善太郎君紹介）（第一七〇一号）

同外四件（佐々木秀世君紹介）（第一七〇二号）

同（志賀健次郎君紹介）（第一七〇三号）

同外七件（篠田弘作君紹介）（第一七〇四号）

同外一件（進藤一馬君紹介）（第一七〇五号）

同（中村寅太郎君紹介）（第一七〇六号）

同（西村英一君紹介）（第一七〇七号）

同（丹羽兵助君紹介）（第一七〇八号）

同外二件（南條徳男君紹介）（第一七〇九号）

同外一件（橋本龍太郎君紹介）（第一七一〇号）

同（福井勇君紹介）（第一七一一号）

同（藤波孝生君紹介）（第一七一二号）

同外二件（古川丈吉君紹介）（第一七一三号）

同外一件（古屋亨君紹介）（第一七一四号）

同（堀川恭平君紹介）（第一七一五号）

同外三件（松野幸義君紹介）（第一七一七号）

同外一件（村上信二郎君紹介）（第一七一八号）

同外二件（毛利松平君紹介）（第一七一九号）

同外一件（森田重次郎君紹介）（第一七二〇号）

同（足立篤郎君紹介）（第一八一四号）

同外一件（秋田大助君紹介）（第一八一五号）

同外二件（荒木萬壽夫君紹介）（第一八一六号）

同外七件（井出一太郎君紹介）（第一八一七号）

同（池田清志君紹介）（第一八一八号）

同外十四件（稻村左近四郎君紹介）（第一八一九

号）

同外四件（大村襄治君紹介）（第一八二〇号）

同（加藤六月君紹介）（第一八二一号）

同外三件（鍛冶良作君紹介）（第一八二二号）

同外二件（金子一平君紹介）（第一八二三号）

同外二件（龜山孝一君紹介）（第一八二四号）

同外二件（飯谷忠男君紹介）（第一八二五号）

同（小坂善太郎君紹介）（第一八二六号）

同（佐藤洋之助君紹介）（第一八二七号）

同外九件（坂田英一君紹介）（第一八二八号）

同外一件（坂田道太郎君紹介）（第一八二九号）

同（進藤一馬君紹介）（第一八三〇号）

同外七件（田村良平君紹介）（第一八三一号）

同外一件（谷垣專一君紹介）（第一八三二号）

同外八件（徳安實藏君紹介）（第一八三三号）

同外一件（中野四郎君紹介）（第一八三四号）

同外三件（西村直己君紹介）（第一八三五号）

同外二件（羽田武嗣郎君紹介）（第一八三六号）

同外一件（古井喜實君紹介）（第一八三七号）

同外一件（古屋亨君紹介）（第一八三八号）

同（三ツ林弥太郎君紹介）（第一八三九号）

同（山口敏夫君紹介）（第一八四〇号）

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關

する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第

四一号）

○古川委員長 これより會議を開きます。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關

する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査

に入ります。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に

關する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所

に關する法律の一部を改正する法律

案（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を

次のように改正する。

第七條第二項中「十万円をこえ百万円以下の金

額 百分の一・五」を

「十万円をこえ二十万円以

下の金額 百分の二・五

に改める。

下の金額 百分の一・五」

に改める。

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行

し、改正後の第七條第二項の規定は、同日以後に

第五條第二項の規定により売さばき人が郵政省か

ら買ひ受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき

手数料から適用する。

理由

郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の

売さばき人の郵便切手類等の売さばきに関する業

務の取扱ひの事情にかんがみ、これらの売さばき

人に支払う売さばき手数料の額を改定する必要が

ある。これが、この法律案を提出する理由であ

る。

○古川委員長 まず、提案理由の説明を聴取いた

します。小林郵政大臣。

一

○小林国務大臣 ただいま議題となりました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便切手類及び収入印紙の売りさばき人に対して支払う現行の売りさばき手数料の率は、昭和四十一年四月に改正されて今日に至ったものであります。その後における労賃その他売りさばきに必要な経費の増加等の状況にかんがみまして、適正なものに改めようとするものであります。

改正内容は、売りさばき人の買い受け月額のうち、十万円をこえ二十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の一・五から百分の二・五に、二十万円をこえ五十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の一・五から百分の二に引き上げようとするものであります。これによりまして買い受け月額が十万円をこえ五十万円以下の売りさばき人はもちろん、それが五十万円をこえる売りさばき人につきましても、買い受け月額のうち十万円をこえ五十万円以下の金額に対しましては手数料が増加することになります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○古川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後に譲ることといたします。

次回は、来たる三月六日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十二分散会